令和８年第３回砂川市議会定例会

令和８年９月１０日（木曜日）第４号

○議事日程

開議宣告

日程第　１	議案第　４号	砂川市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第　５号	砂川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第　６号	砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第　７号	砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第　８号	砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第　９号	砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第１０号	砂川市中小企業等振興条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第　２	議案第１２号	砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第　３	議案第１３号	砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第　４	議案第１４号	令和７年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
	議案第１５号	令和７年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
	議案第１６号	令和７年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
	議案第１７号	令和７年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
	議案第１８号	令和７年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
	議案第１９号	令和７年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
日程第　５	報告第　１号	令和７年度砂川市健全化判断比率の報告について

日程第　６　報告第　２号　令和７年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
　　報告第　３号　令和７年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
日程第　７　報告第　４号　監査報告
　　報告第　５号　例月出納検査報告
日程第　８　意見案第１号　道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について
　　意見案第２号　非核三原則の尊重と堅持を求める意見書について
　　意見案第３号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
　　意見案第４号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について
　　閉会宣告

○本日の会議に付した事件
日程第　１　議案第　４号　砂川市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
　　議案第　５号　砂川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第　６号　砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第　７号　砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第　８号　砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
　　議案第　９号　砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第１０号　砂川市中小企業等振興条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第　２　議案第１２号　砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第　３　議案第１３号　砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第　４　議案第１４号　令和７年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
　　議案第１５号　令和７年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第１６号　令和７年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
議案第１７号　令和７年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
議案第１８号　令和７年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
議案第１９号　令和７年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
日程第　５　報告第　１号　令和７年度砂川市健全化判断比率の報告について
日程第　６　報告第　２号　令和７年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
報告第　３号　令和７年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
日程第　７　報告第　４号　監査報告
報告第　５号　例月出納検査報告
日程第　８　意見案第１号　道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について
意見案第２号　非核三原則の尊重と堅持を求める意見書について
意見案第３号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
意見案第４号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について

○出席議員（１２名）

議　長	多比良　和　伸　君	副議長	小　黒　　弘　君
議　員	是　枝　貴　裕　君	議　員	石　田　健　太　君
	伊　藤　俊　喜　君		山　下　克　己　君
	鈴　木　伸　之　君		中　道　博　武　君
	水　島　美喜子　君		沢　田　広　志　君
	武　田　　真　君		辻　　勲　君

○欠席議員（１名）

高　田　浩　子　君

○　議　会　出　席　者　報　告　○

１．本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂　川　市　長　　飯　澤　明　彦

砂川市教育委員会教育長	板垣喬博
砂川市監査委員	中村一久
砂川市選挙管理委員会委員長	千葉美由紀
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上守
病院事業管理者	横田良一
総務部長 兼会計管理者	三橋真樹
市民部長	伊藤修一
保健福祉部長	畠山秀樹
経済部長	奥山雅喜
建設部長	野田勉
病院副事業管理者 兼事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	為国泰朗
病院事務局審議監	倉島久徳
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	安武学

3．砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	玉川晴久
指導参事	神島亘基

4．砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三橋真樹

5．砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	奥山雅喜

6．本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	安武浩美
事務局次長	越智朱美
事務局係長	表祐馬
事務局係長	佐々木健児

開議　午前１０時００分

◎開議宣告

○議長　多比良和伸君　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長　安武浩美君　本日の会議に欠席と届出のありました議員は、高田浩子議員であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第１　議案第　４号　砂川市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第　５号　砂川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　６号　砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　７号　砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　８号　砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第　９号　砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１０号　砂川市中小企業等振興条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長　多比良和伸君　日程第１、議案第４号　砂川市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第５号　砂川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第６号　砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第７号　砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第８号　砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第９号　砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１０号　砂川市中小企業等振興条例等の一部を改正する条例の制定についての７件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　（登壇）　私から議案第４号　砂川市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の一部改正に伴い、同法の引用規定を改正後の条項に改めるため、砂川市監査委員条例等の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について若干申し上げますが、令和５年１２月２１日に内閣総理大臣に提出された第３３次地方制度調査会の答申を踏まえ、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、同法に条項の移動が生じたところであります。これにより、同法の条項を引用している砂川市監査委員条例及び砂川市下水道事業の設置等に関する条例について改正後の条項に改めるため、本条例を制定しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市監査委員条例等の一部を改正する条例でありますが、改正の内容については、３ページ、議案第４号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第１条は、砂川市監査委員条例の一部改正であります。第１０条は、賠償責任の監査及び意見提出の定めであり、同条中「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に、「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改めるものであります。

第２条は、砂川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。第５条は、職員の賠償責任の免除の定めであり、同条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和８年９月２４日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長　多比良和伸君　市民部長。

○市民部長　伊藤修一君　（登壇）　私から議案第５号、議案第６号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第５号　砂川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、同省令の引用規定を改正後の条項に改めるほか、印鑑登録基準における印鑑の大きさを改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について若干申し上げますが、令和８年６月３０日に公布された地方自治法施行規則の一部改正により、個人情報保護の観点から認可地縁団体の認可等に係る告示事項から代表者等の住所が除外される等の規定の整備が行われ、同規則の条項に移

動が生じたことから、当該条項の引用規定を改正後の条項に改めるとともに、国が定める印鑑登録証明事務処理要領を踏まえ、印鑑登録基準における印鑑の大きさを個人のものと同一の基準に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

２ページを御覧願います。砂川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、改正の内容につきましては３ページ、議案第５号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第３条は、登録申請の定めであり、同条第１項ただし書中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改めるものであります。

第４条は、登録申請の確認の定めであり、同条中「登録の」を「の登録の」に改め、同条第１号中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項の規定」に改めるものであります。

第６条は、印鑑登録の制限の定めであり、同条第２項第２号中「７ミリメートル」を「８ミリメートル」に改めるものであります。

４ページを御覧願います。附則として、この条例は、令和８年１０月１日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第６号　砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、医療法等の一部を改正する法律による社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、社会保険診療報酬支払基金の名称を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について若干申し上げますが、患者に対する良質かつ適切な医療の確保、その他の国民の保健、医療の向上及び福祉の増進に資する情報といった保健医療等関連情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用促進等を明記するため、社会保険診療報酬支払基金法の一部が改正され、社会保険診療報酬支払基金が改組されたことから、当該組織の名称を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

２ページを御覧願います。砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、改正の内容につきましては３ページ、議案第６号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第２条は、定義の定めであり、同条第１号中「重度心身障害者」の次に「　次のいずれかに該当する者をいう。」を加え、同号ア中「別表第５号備考第１項及び第３項」を「同表備考第１項及び第３項の規定」に、「若しくは心臓」を「又は心臓」に、「持つ者」を「持つもの」に改め、同号ウ中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同条第３号中

「監護する者」を「監護するもの」に改め、同条第４号中「受けていない者」を「受けていないもの」に改め、同号ア中「扶養」を「扶養し、」に改め、同条第５中「もの」を「者」に改め、４ページを御覧願います。同条第７号中「の医療」を「の医療費の額」に、「同法」を「医療保険各法」に、「額」を「もの」に改めるものであります。

第３条は、助成の対象の定めであり、同条第１項中「砂川市」を「本市」に改めるものであります。

第７条は、審査、支払いの委託の定めであり、同条「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「、その他」を「その他」に改めるものであります。

第１１条は、届出の義務の定めであり、同条中「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改めるものであります。

第１２条は、損害賠償との調整の定めであり、同条中「、又は」を「又は」に改めるものであります。

第１３条は、助成金の返還の定めであり、第１３条中「、その他」を「その他」に改めるものであります。

５ページを御覧願います。附則として、この条例は、令和８年１０月１日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長　多比良和伸君　保健福祉部長。

○保健福祉部長　畠山秀樹君　（登壇）　私から議案第７号から第９号まで順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第７号　砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、満３歳から５歳までの児童を対象とする小規模保育事業が創設されたことに伴い、同府令の改正内容に準じた規定に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の経過についてでありますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、これまで原則ゼロ歳児から２歳児までを対象としていた小規模保育事業について、子供の保育の選択肢を広げるため、新たに満３歳児から５歳児を対象とする満３歳以上限定小規模保育事業の実施が令和８年４月から可能となったことに伴い、国の基準に準じて本条例の一部を改正しようとするものであります。なお、現在市内において特定地域型保育事業を実施する事業者はございません。

２ページを御覧願います。砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては

８ページ、議案第７号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。なお、改正文全体が長文となっているため、主に改正後の条文の要旨を申し上げることとし、頻出する子供に関する用語を置き換える箇所は対象児童の規定を改めるものと説明させていただきます。

初めに、目次中、第３章第３節の５１条の次の符号を改めるものであります。

第２条は、定義の定めであり、改正後の第６号及び第６号の２は満３歳未満等小規模保育事業と満３歳以上限定小規模保育事業を区分するものであり、第１１号の２は主に幼稚園に通園する教育認定子ども、第１１号の３は主に保育所に通所する満３歳以上保育認定子ども、第１１条の４は地域型保育事業を利用する保育認定子どもと給付の対象となる子供の定義を新たに定めるものであります。

第６条は、正当な理由のない提供拒否の禁止等の定めであり、第２項及び９ページの第３項の改正は特定教育・保育施設に係る対象児童の規定を改めるもの等であり、第４項の改正は利用定員を超える場合の選考に係る文言整理であります。

第７条は、あっせん、調整及び要請に対する協力の定めであり、第２項の改正は保育所等に係る対象児童の規定を改めるものであります。

１０ページになります。第１３条は、利用者負担額等の受領の定めであり、第４項第３号の改正は食事の提供に要する費用の負担がかからない対象児童の規定を改めるもの等であります。

１１ページになります。第１４条は、施設型給付費等の額に係る通知等の定めであり、第２項の改正は特定教育・保育の提供に係る証明書の文言整理であります。

第２０条は、運営規程の定めであり、第７号の改正は運営規程で定める重要事項についての文言整理であります。

第２５条は、虐待等の禁止の定めであり、同条の改正は幼稚園に係る学校教育法の規定の整理であります。

第２９条は、利益供与等の禁止の定めであり、１２ページになります。第１項の改正は、引用条項の規定の整理であります。

第３５条は、特別利用保育の基準の定めであり、第１項から第３項までの改正は保育所において特別利用保育を提供する場合の対象児童の規定を改めるものであります。

１３ページになります。第３６条は、特別利用教育の基準の定めであり、第１項から第３項までの改正は幼稚園において特別利用教育を提供する場合の対象児童の規定を改めるものであります。

１４ページになります。第３７条は、利用定員の定めであり、第１項の改正は引用条例の規定の整理、第２項の全文改正は満３歳以上限定小規模保育事業者を除く特定地域型保育事業者が事業区分に応じて利用定員を定めることについて規定するものであります。

１５ページになります。新たに加える第３項は、満３歳以上限定小規模保育事業の利用定員について定めるものであります。

第３９条は、正当な理由のない提供拒否の禁止等の定めであり、第２項の改正は特定地域型保育事業者等に定義規定を加えるものであります。

１６ページになります。現行の第４項の改正は、地域型保育を提供する対象児童の規定を改めるものであり、同項を同条第５項とし、現行の第３項の改正は項の移動に伴う文言整理であり、同項を同条第４項とし、１５ページに戻っていただきまして、同条第２項の次に１項を加え、満３歳以上限定小規模保育事業者に関する利用定員を超える場合の選考方法について定めるものであります。

１６ページになります。第４０条はあっせん、調整及び要請に対する協力の定め、第４１条は心身の状況等の把握の定めであり、この２条の改正は特定地域型保育に係る対象児童の規定を改めるものであります。

第４２条は、特定教育・保育施設等との連携の定めであり、１７ページになります。第１項第１号の改正は特定地域型保育の提供を受ける対象児童の規定を改めるものであり、同項第３号の改正は連携施設を確保する特定地域型保育事業者等に定義規定を加えるもの等であります。

第７項の改正は、当該連携協力の対象として満３歳以上限定小規模保育事業所を加えるものであり、現行の第１１項を第１２項とし、第８項から第１０項までを１項ずつ繰り下げ、第７項の次に１項を加え、満３歳以上限定小規模保育事業者に関する連携協力の取扱いについて定めるものであります。

１８ページになります。第４３条は、利用者負担額等の受領の定めであり、第１項の改正は利用者負担額を支払う教育・保育給付に認定保護者に定義規定を加えるものであります。

第４６条は、運営規程の定めであり、同条の改正は特定地域型保育事業者が定める規定に定義規定を加えるもので、第７号の改正は運営規程で定める重要事項についての文言整理であります。

第４７条は、勤務体制の確保等の定めであり、第１項及び第２項ただし書の改正は特定地域型保育を提供する対象児童の規定を改めるものであります。

１９ページになります。第４９条は、記録の整備の定めであり、第２項の改正は特定地域保育を提供する対象児童の規定を改めるものであります。

第５０条は、準用の定めであり、用語及び読替規定等を改めるものであります。

２０ページになります。第５１条は、特別利用地域型保育の基準の定めであり、見出しの改正は次条との共通見出しとするためのものであり、第１項の改正は特定地域保育事業者に定義規定を加えるもの等であり、第２項の改正は特別利用地域型保育を提供する場合の対象児童の規定を改めるもの等であり、第３項の改正は読替規定に係る対象児童の規定

を改めるもの等であります。

２１ページになります。新たに加える第５１条の２は、満３歳以上限定小規模保育事業者に関し、第１項で地域型保育事業の認可基準の遵守を定め、第２項で特別利用地域型保育を提供する場合における利用定員の遵守を、第３項で特別利用地域型保育を提供する場合における特定地域型保育に特別利用地域型保育を含むことなどを定めるものであります。

２２ページになります。第５２条は、特定利用地域型保育の基準の定めであり、第１項の改正は特定地域型保育事業者に定義規定を加えるもの等であり、第２項の改正は特定利用地域型保育を提供する場合の対象児童の規定を改めるもの等であり、２３ページになります。第３項の改正は、読替規定に係る対象児童の規定を改めるもの等であります。

附則として、第１項は施行期日であり、この条例は、公布の日の翌日から施行するものとし、ただし、次項の規定は、公布の日から施行するものであり、第２項は児童福祉法等の一部を改正する法律附則第６条第３項の条例で定める日であり、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第８号　砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、満３歳以上限定小規模保育事業の創設、事業者に対する児童対象性暴力等の防止義務、理学療法士等に関する保育士のみなし規定などが定められたことに伴い、同省令の改正内容に準じた規定に改めるため、砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要についてご説明申し上げます。小規模保育事業については議案第７号でもご説明したとおりであり、子供の保育の選択肢を広げる観点から、満３歳以上の児童に限定する事業所の運営が可能となったこと、家庭的保育事業者等に対し、従事者による児童対象性暴力等の防止措置の義務化が図られたこと、障がいなど多様なニーズを抱える子供の受入れを推進し、専門職の活用を図る観点から、条件を満たす小規模保育事業所等で理学療法士等を保育士とみなすことが可能となったこと及び３歳児の保育士配置基準については令和６年度に２０対１を１５対１とする改正が行われ、併せて当面の間は従前の基準でも小規模保育事業所等を運営できる経過措置が設けられておりましたが、職員配置の充足状況からその期限が明示されたことを内容とする国の基準の改正を踏まえ、当該省令に準じて改正するものであります。なお、現在市内で家庭的保育事業所等を実施する事業者はございません。

２ページを御覧願います。砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては６ページ、議案

第８号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。なお、改正内容が多岐にわたるため、主に改正後の条文の要旨を申し上げることで説明とさせていただきます。

第１条は砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、第２条は定義の定めであり、第３号の改正は幼児の定義に満３歳以上の児童を対象とする小規模保育事業を行う場合の規定を加えるものであります。

第６条は、保育所等との連携の定めであり、第１項の改正は満３歳以上限定小規模保育事業者について連携協力を行う施設に関する事項を加えるものであります。

７ページになります。同項第３号の改正は同号で定める家庭的保育事業者等から満３歳以上限定小規模保育事業者を除くものであり、第７項の改正は一定の要件に該当する家庭的保育事業者等が確保する連携施設として満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所を加えるものであります。

第１３条は、全文を改め、見出しを児童対象性暴力等の防止とし、改正後は児童対象性暴力等の防止及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないと定めるものであります。

第１８条は、家庭的保育事業所等内部の規程の定めであり、８ページになります。第６号の改正は、利用定員に満３歳以上限定小規模保育事業者が定める利用定員を加えるものであります。

第２７条の改正は、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型から満３歳以上限定小規模保育事業を除くものであります。

第２９条は、小規模保育事業Ａ型の職員の定めであり、第２項第３号の改正は満３歳児の定義規定を、第３項の改正は看護師等の定義規定をそれぞれ改めるものであり、新たに第４項として特定理学療法士等の保育士のみなし規定及び支援体制を加え、９ページになります。第５項として、看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合の支援体制を加えるものであります。

第３１条は、小規模保育事業Ｂ型の職員の定めであり、同条の改正は小規模保育事業Ａ型と同様の内容を定めるものであります。

第３５条は、小規模保育事業Ｃ型の利用定員の定めで、引用条項を改めるものであります。

１０ページになります。第４４条及び４７条は、保育所型及び小規模型の事業所内保育事業所の職員の定めであり、それぞれ第３項から第５項まで、第２９条及び第３１条と同様の内容を定めるものであります。

１１ページになります。第４８条は、準用の定めであり、それぞれ読替規定を改めるものであります。

附則第３条は、連携施設に関する経過措置の定めであり、同条の改正は家庭的保育事業者等から満３歳以上限定小規模保育事業者を除くものであります。

１２ページになります。附則第６条は、小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に関する特例の定めであり、同条の改正は家庭的保育事業所等から満３歳以上限定小規模保育事業者を除くものであります。

附則第９条の改正は、保育士の定義規定等を改めるものであります。

第２条は、砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

附則第２項は、経過措置の定めであり、見出しの改正は次項との共通見出しとするためのものであり、第２項の改正は保育士の配置基準に係る経過措置について「当分の間」を「令和１０年３月３１日までの間」に改めるものであります。

１３ページになります。新たに加える第３項は、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、４歳以上の児童に対する保育士の数は当分の間、従前の例によるものと定めるものであります。

附則として、第１項は施行期日であり、この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第１条中砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第１３条の改正規定は令和８年１２月２５日から施行するものとし、第２項は児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日であり、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第９号　砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、乳児等通園支援事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止するための措置を講じる義務が新たに規定されたことに伴い、同府令の改正内容に準じた規定を加えるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、本条例の改正の経過についてでありますが、近年教育、保育等の従事者による児童を対象とした性暴力の事案が多発していることを踏まえ、国は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律を制定し、本年１２月２５日から学校設置者等及び従事者による児童対象性暴力等を防止するための措置を講じる義務を課すこととなり、これに伴い国の基準の一部が改正され、いわゆる誰でも通園事業を実施する事業者に対しても一定の環境で乳幼児に接する従事者について性犯罪の前科の有無を確認する犯罪事実の確認その他の必要な措置を講じることが義務づけられたことから、改正内容に準じた規定を加えるため、本条例の一部を改正しようとする

ものであります。
２ページを御覧願います。砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でありますが、改正内容につきましては３ページ、議案第９号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。なお、加える条文については要旨をご説明させていただきます。
第１４条の次に次の１条を加えるものであり、第１４条の２は児童対象性暴力等の防止の定めであり、乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に対する性暴力の防止及び性暴力が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないと定めるものであります。
附則として、この条例は、令和８年１２月２５日から施行するものであります。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長　多比良和伸君　経済部長。
○経済部長　奥山雅喜君　（登壇）　私から議案第１０号　砂川市中小企業等振興条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。
改正の理由でありますが、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律による産業競争力強化法等の一部改正に伴い、同法等の引用規定を改正後の条項に改めるため、砂川市中小企業等振興条例等の一部を改正しようとするものであります。
それでは、２ページを御覧いただきたいと存じます。砂川市中小企業等振興条例等の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては３ページ、議案第１０号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。
第１条は、砂川市中小企業等振興条例の一部改正であります。
第２条は、定義の定めであり、第４号中「第２条第３３項」を「第２条第３４項」に改めるものであります。
続きまして、第２条は砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正であります。第２条は、課税免除の定めであり、第１項中「第１３条第４項又は第７項」を「第１３条第４項又は第８項」に改めるものであります。
４ページを御覧いただきたいと存じます。附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第２条の規定は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第１条第２号の政令で定める日から施行するものであります。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長　多比良和伸君　以上で各議案の提案説明を終わります。
これより各議案に対する一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
続いて、議案第４号の討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第４号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第５号の討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第５号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第６号の討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第６号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第７号の討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第７号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第８号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第８号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第９号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第９号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第１０号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第１０号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第２　議案第１２号　砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長　多比良和伸君　日程第２、議案第１２号　砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長　飯澤明彦君　（登壇）　ただいま上程をいただきました砂川市教育委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます坪江利香氏

は令和８年１０月２７日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づきまして次の者を任命いたしたいと存じます。

引き続きまして坪江利香氏を任命いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては次ページに記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長　多比良和伸君　以上で提案説明を終わります。

これより議案第１２号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第３　議案第１３号　砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長　多比良和伸君　日程第３、議案第１３号　砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長　飯澤明彦君　（登壇）　ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます佐藤進氏は令和８年９月３０日をもって任期が満了となりますので、地方税法第４２３条第３項の規定に基づきまして次の者を選任いたしたいと存じます。

記名してございます湯浅克己氏を選任いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては次ページに記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長　多比良和伸君　以上で提案説明を終わります。

これより議案第１３号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第４　議案第１４号　令和７年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第１５号　令和７年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定

を求めることについて

議案第１６号　令和７年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第１７号　令和７年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第１８号　令和７年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

議案第１９号　令和７年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

○議長　多比良和伸君　日程第４、議案第１４号　令和７年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第１５号　令和７年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第１６号　令和７年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第１７号　令和７年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第１８号　令和７年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて、議案第１９号　令和７年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての６件を一括議題とします。

各議案に対する提案説明を求めます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

これより１０分間休憩します。

休憩　午前１０時４２分

再開　午前１０時５１分

○議長　多比良和伸君　休憩中の会議を開きます。

議案第１４号の提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　（登壇）　私から議案第１４号　令和７年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについてご説明を申し上げます。

別冊でお配りしております令和７年度各会計歳入歳出決算書の３ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、決算の概要についてご説明を申し上げます。令和７年度の本市の当初予算につきましては、乳児すこやか応援クーポン券の拡充に加え、市役所内にこども家庭センターを開設するなど、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、４月にオープンした砂川市まちなか交流施設を核としたにぎわいと魅力を生むまちづくりの推進、さらには令和８年度に開校となる砂川学園の建設など、第７期総合計画で掲げた自然に笑顔があふれ、明るい未来をひらくまちの着実な推進を図るべく、一般会計総額は令和６年度当初より５０．９％増の２３５億９，８００万円としたところであり、以降地方創生臨時交付金を活用した子育て支援や経済対策等を実施するに当たり計７回の補正を行い、最終

予算は２５７億６，６０７万１，０００円となったところであります。決算においては、建設事業費の増により地方債残高が大きく増えたものの、市税や地方交付税が当初予算比で増額となったことにより、令和７年度の財政運営を良好に進めることができたと考えております。

一般会計の歳入決算総額につきましては２６０億８，０１７万６，９６２円、執行率１０１．０％で、前年度に比べ７４億３０４万２，１３７円、３９．６％の増となり、うち自主財源は全体の２６．２％、依存財源は７３．８％となったところであります。歳入の主なものとして、市税につきましては課税標準額の増により個人市民税や法人市民税が増となり、前年度に比べ１億２，５９３万２，３４９円増の２１億６，０３４万１，８０３円となったところであります。地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税合わせて６４億３００万８，０００円となり、前年度に比べ５億３，８９１万１，０００円の増となったところであります。市債につきましては、道路整備事業や義務教育学校建設事業など過疎対策事業債を活用した事業の増等により、前年度に比べ３７億４，３３０万円増の６３億７，２００万円となったところであります。

また、歳出決算総額につきましては２５１億９９６万３６２円、執行率９７．３％で、前年度に比べ７０億４，３０１万２，４５７円、３９．０％の増となったところであります。歳出の主なものとして、義務教育学校建設事業として建設工事、移転業務等を実施し、令和７年度においては８５億２，１４８万６，０４２円を支出したところであり、令和８年度の開校後もグラウンド工事などの事業を計画的に進めているところであります。地域医療体制の充実に向け開業医の誘致等を促進するため、令和７年度に開始した開業医誘致等助成事業について、制度を広く周知したことにより１件の新たな開業医の誘致につながったところであります。地方創生臨時交付金を原資とし、各種給付金事業等として２億１，６５９万８，１１０円を支出し、地域の実情に応じたきめ細やかな生活支援や物価高騰対策を実施したところであります。また、ふるさと応援寄附金を原資とし、子育て支援や公園施設の整備等の事業を実施したところであります。

これら予算執行に伴う歳入歳出差引額につきましては、９億７，０２１万６，６００円の剰余金を生じる決算となったところであります。なお、この剰余金が生じた主な要因といたしましては、本定例会において補正予算として提案している令和７年度に過交付された国、道支出金返還金が約６，７００万円、決算見込み以降における市税の上振れ分が約２，３００万円、特別交付税が約３億９，４００万円、ふるさと応援寄附金に要する経費の執行残が約１億７，７００万円となったことによるものであります。

４ページを御覧いただきたいと存じます。自主財源及び依存財源の主な内訳は記載のとおりでありますが、３１８ページに決算の財源推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

次に、歳入決算額の対前年度比較でありますが、利子割交付金から市債まで、主な増減

理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと定額減税減収補填特例交付金の減に伴う地方特例交付金の減、財産収入の減、寄附金の減となったところであり、先ほど説明した地方交付税の増、国庫支出金の増、道支出金の増、市債の増などがありますが、歳入総額では前年度と比較して７４億３０４万２，１３７円の増となったところであります。

５ページを御覧いただきたいと存じます。次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別でありますが、人件費から普通建設事業費まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては省略させていただきますが、全体的に申し上げますと住民税非課税世帯特別給付金の減による扶助費の減、補助金等の減、積立金の減、出資金の減となったところであり、人事院勧告に伴う会計年度任用職員報酬等及び期末手当並びに勤勉手当の増に伴う人件費の増、普通建設事業費の増などがありますが、歳出総額では前年度と比較して７０億４，３０１万２，４５７円の増となったところであります。なお、３１９ページに歳出性質別決算の推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

５ページの下段を御覧いただきたいと存じます。次に、主な財政分析指標の推移であります。初めに、経常収支比率でありますが、毎年度経常的に収入され、かつその使途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの一般財源が経常的に支出する人件費、物件費、公債費などの経費にどの程度充当されているかを示したものであり、この率が高いほど財政の弾力性が乏しいことになり、７年度は６年度と比較して０．７ポイント増の８９．９％となったところであります。

次に、財政力指数でありますが、普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の３か年平均値を示したものであり、この率が１００％に近いほど普通交付税の交付率が低く、普通交付税算定上の留保財源が多いことになり、財源に余裕があることになりますが、７年度は６年度と比較して０．５ポイント減の２９．０％となったところであります。

次に、実質公債費比率でありますが、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する割合の３か年平均値であり、地方債など借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標として用いられ、財政健全化法により早期健全化基準が定められておりますが、７年度は６年度と比較して０．４ポイント増の７．３％となったところであります。

次に、将来負担比率でありますが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等の地方債の借入金や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標として用いられ、財政健全化法により早期健全化基準が定められておりますが、７年度は６年度と比較して１８．１ポイント増の５９．６％と

なったところであります。
以上、令和７年度一般会計決算の概要について申し上げましたが、６ページから１４ページには一般会計歳入歳出決算書、１５ページから１８ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、１９ページから３１４ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算事項別明細書、３１５ページには実質収支に関する調書、３１６ページから３３２ページには各表に基づく一般会計決算説明書、４９６ページから５０２ページには財産に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長　多比良和伸君　市民部長。
○市民部長　伊藤修一君　（登壇）　私から議案第１５号、議案第１７号についてご説明申し上げます。
初めに、議案第１５号　令和７年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。決算書の３３３ページを御覧願います。決算の概要でありますが、初めに一般概要についてご説明申し上げます。平成３０年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付し、都道府県が保険給付費を負担する制度に変更となりましたが、令和７年度の財政運営は財政健全化に対処することを基本として保険税の税率を据え置いて運営したところであります。主な給付状況では、療養給付費で１０億７，４３５万６，８１９円、高額療養費で２億５０９万１，５００円となり、保険給付費全体では前年度に比べ５．１％の減となったところであります。なお、歳入総額１７億６，６２９万７，０５６円に対し、歳出総額１７億４，８９６万２，３８５円となり、差引き１，７３３万４，６７１円を翌年度に繰り越したところであります。
歳入につきましては、保険税は２億２，５０５万８，２５１円で、前年度に比べ２，４２０万７，０００円の増となり、現年度分収入率は９７．８２％で、前年度に比べ２．５０ポイントの増となったところであります。歳入総額に対する構成比は１２．７％となり、前年度に比べ１．８０ポイントの増となっており、１世帯当たりの納税額は１１万７，５７３円となったところであります。道支出金は１３億６，７４６万７，９４０円で、構成比は７７．４％、一般会計繰入金は１億６，９２２万３，９０１円で、前年度に比べ３９５万８，１６２円の増で、構成比９．６％、その他繰越金２０５万５，７７０円、国庫支出金６万８，０００円、財産収入９５万２，２２７円と諸収入１４７万９６７円を加えた歳入総額は１７億６，６２９万７，０５６円となり、前年度決算額と比較して８，２４４万３，３６３円の減となったところであります。
歳出につきましては、総務費は６，０６５万６，１７２円、保険給付費は１２億８，９４６万８，１３９円で、前年度に比べ６，７６７万４，５９１円の減となり、構成比が７３．７％、国民健康保険事業費納付金は３億６，５６０万円で、構成比２０．９％、保健

事業費２，２２５万９，７４７円、基金積立金９２１万６，２２７円に諸支出金等を加えた歳出総額は１７億４，８９６万２，３８５円となり、前年度決算額と比較して９，７７２万２，２６４円の減となったところであります。

なお、３３４ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、３９０ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第１７号　令和７年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の４５８ページを御覧願います。決算の概要でありますが、初めに一般概要についてご説明申し上げます。令和７年度の財政運営は、後期高齢者医療制度を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳入総額６億８，３４３万６，２８２円に対し、歳出総額は６億８，３１２万４，３８２円となり、差引き３１万１，９００円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料２億７，１１１万５，８００円、現年度分の収入率は９９．９２％で前年度と同率となり、歳入総額に対する構成比は３９．７％となったところであります。なお、還付未済となった保険料１９万４００円は、翌年度に還付するものであります。また、一般会計繰入金は４億９４３万５２７円で、構成比５９．９％、その他繰越金１８万９，１００円、後期高齢者医療広域連合支出金７９万３，２５５円、諸収入３８万４，６００円、国庫支出金１５２万３，０００円を加えた歳入総額は６億８，３４３万６，２８２円となり、前年度決算額と比較して３，９７４万９，８２２円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費１，８５３万１，０５７円、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、療養給付費は２億７，７４７万１，０５９円で、前年度に比べ４６３万３，８９４円、１．７％の増となり、事務費分９２９万６，０００円、保険料分２億７，０８９万９，４００円、保険基盤安定分８，９８５万４，０７０円を加えた総額は６億４，７５２万５２９円となり、前年度に比べ２，３６１万８，０９９円の増となったところであります。その他、保健事業費１，６７５万３，５９６円及び諸支出金３１万９，２００円を加えた歳出総額は６億８，３１２万４，３８２円となり、前年度決算額と比較して３，９６２万７，０２２円の増となったところであります。

なお、４５９ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、４９５ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長　多比良和伸君　保健福祉部長。

○保健福祉部長　畠山秀樹君　（登壇）　議案第１６号　令和７年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の３９１ページを御覧願います。決算の概要でありますが、初めに一般概要についてご説明申し上げます。令和７年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳入総額１９億７，１８６万６，９４５円で、歳出総額は１９億１，４００万４，５６２円となり、差引額５，７８６万２，３８３円で、その内訳は国庫負担金等の過交付５，０５５万７，１２６円及び保険料の還付未済等４万６，６００円によるもので、これら差引額７２５万８，６５７円は剰余金として介護給付費準備基金に積み立てることとしております。なお、過交付または還付未済となったものは、翌年度において返還または還付するものであります。

歳入につきましては、第１号被保険者保険料は３億２，６６５万９，８００円で、前年度に比べ４４５万３，７００円の増、現年度分収入率は９９．９２％で前年度と同率となり、歳入総額に対する構成比は１６．６％となったところであります。また、国庫支出金は５億３，０４０万９，６９９円、支払基金交付金は４億８，１９８万６，０００円、道支出金は２億９，０７３万１，０６３円、繰入金は３億１，９５２万１，９３２円、繰越金は２，１３０万１，６７４円、これに分担金及び負担金３０万４，５００円、財産収入８９万９，２８３円、諸収入５万２，９９４円を加えた歳入総額は１９億７，１８６万６，９４５円となり、前年度決算額と比較して４，０２７万５，９８７円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は４，９４５万２，７５０円、保険給付費は１６億８，８７０万７，８６１円、地域支援事業費は１億５，２８２万２，４１９円、諸支出金は２，１８８万４９円であり、これに基金積立金９４万１，４８３円、公債費２０万円を加え、歳出総額は１９億１，４００万４，５６２円となり、前年度決算額と比較して９５２万７，９５６円の増となったところであります。

なお、３９２ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、４５７ページに関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長　多比良和伸君　建設部長。

○建設部長　野田　勉君　（登壇）　私から議案第１８号　令和７年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、利益の処分でありますが、下水道事業会計決算書の１０ページをお開きください。表の右側になります。令和７年度末における未処分利益剰余金は２億２，４３３万２，４０５円で、このうち７，９２１万５，３９９円につきましては資本金へ組み入れ、残りの１億４，５１１万７，００６円は資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補填財源として充当するため、減債積立金へ処分しようとするものであります。これにつきまして決算書４ページ、５ページをお開きください。決算報告書の資本的収入及び支出のうち、上段の収入、第１款資本的収入の決算額１億３，０７１万７０円から下段の支出、第１款

資本的支出の決算額３億９，３８２万２９８円を差し引いた４ページ一番下に記載のとおり２億６，３１１万２２８円が不足するものであり、この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５４４万２，１３２円、当年度分損益勘定留保資金１億７，８４５万２，６９７円及び当年度利益剰余金処分額７，９２１万５，３９９円で補填するものであります。なお、補填後の当年度利益剰余金処分額の残額６，５９０万１，６０７円につきましては、令和７年度の補填財源とするものであります。

次に、決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。決算書の３１ページの事業報告書をお開きください。令和７年度につきましては、地方公営企業法を一部適用してから７年目となり、経営状況の明確化、適切な施設管理など効率的な事業運営を行い、事業の健全化に努めてまいりました。業務の状況でありますが、年間有収水量は公共下水道事業では１２９万２，２７８立方メートルで、前年度末と比較して１万７，９１８立方メートルの減となり、個別排水処理施設事業では２万５，１７２立方メートルで、前年度末と比較して３０９立方メートルの増となりました。また、建設改良事業につきましては、公共下水道管路実施計画業務委託を実施し、令和７年度の総額は１億４３９万２，７１３円となりました。

次に、収益的収支でありますが、消費税抜きで申し上げますと収益的収入は６億６，９７０万３，９６５円、収益的支出は５億２，４５８万６，８５９円となり、収支差引きで１億４，５１１万７，００６円の純利益となりました。

次に、資本的収支でありますが、消費税抜きで申し上げますと資本的収入は１億３，０７１万７０円で、内訳は企業債１億８０万円、出資金７８６万４，０００円、国庫補助金２，０８５万９，０００円、分担金及び負担金１１８万７，０７０円であります。資本的支出は３億８，５５２万３２２円で、内訳は建設改良費９，６０９万２，７３７円、企業債償還金２億８，９４２万７，５８５円であります。なお、企業債未償還残高は２０億５７６万１，０３０円となりました。

続いて、３２ページをお開きください。経営の実態を端的に示す経営指標に関する報告といたしまして、経常収支比率、経費回収率、有形固定資産減価償却率の過去５年間の推移を表したものになります。

なお、３３ページから３８ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

失礼いたしました。一部訂正を申し上げます。報告書の収益的収支の収益的収入でございますが、ページで言いますと３１ページになります。ロの収益的収支でございます。先ほど６億６，９７０万３，９６５円と申し上げましたが、正しくは６億６，９７０万３，８６５円となります。おわび申し上げ、訂正申し上げます。失礼いたしました。

○議長　多比良和伸君　病院副事業管理者。

○病院副事業管理者兼事務局長　朝日紀博君　（登壇）　私から議案第１９号　令和７年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、利益の処分でございますが、病院事業会計決算書の１２ページをお開きいただきたいと存じます。令和７年度における未処理欠損金１１７億２，８０７万１１８円で、従前から議会の議決を経て積み立てていた建設改良積立金から５６５万３，９８０円を繰入れしようとするものであります。これは、決算書２２ページの資本的収入及び支出明細書のうち、建設改良事業に係る収支について、支出の部、１項建設改良費、税込み３億３，６２２万７，９８０円から収入の部、１項企業債２億４，０４０万円、３項補助金、１目国庫補助金３，２６６万円、４項出資金、１目一般会計出資金中、ふるさと納税分５，７５１万４，０００円を差し引いた額５６５万３，９８０円が不足するものであり、この不足する額を決算書１５ページ、貸借対照表上、資本の部、７、剰余金、（２）利益剰余金、イ、建設改良積立金８億９，２３７万３，３７３円からロの当年度未処理欠損金へ繰り入れ、当年度未処理欠損金の残高を１１７億２，２４１万６，２０８円とするものであります。なお、この処分につきましては、現金を伴わない非資金の処分であります。

次に、決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。決算書の２７ページを御覧いただきたいと存じます。令和７年度につきましては、地域において当院が担うべき医療を提供しながら、早期の経営改善を目指し、専門的な観点から病院経営を見直すために経営コンサルタントを導入しました。縮小傾向に転じた医療需要や厳しい財務状況を踏まえ、持続可能な医療提供体制を確保するため、適正な病床規模及び病床機能の再定義を行うとともに、経営改善に向けて収益の増加及び費用の適正化に取り組み、併せて経営強化プランの改定を行いました。経営面につきましては、病院内部において職員の理解、協力の下、経営改善施策を開始し、強力に推進してきました。入院患者数は減少したものの、手術件数の増加やより急性期に特化した加算の取得などにより診療単価が上昇し、さらに外来患者数が増加したこともあり、医業収益は前年度を上回る結果となりました。また、厚生労働省の医療・介護等支援パッケージの支援等もあったことから、収益全体の押し上げ要因となりました。一方で費用では、あらゆるコスト上昇の影響を受けたものの、職員の適正配置による給与費の抑制、材料費の縮減、委託料の見直しなど病院全体の取組により、増加が続く費用を前年度に比べ減少へ転じさせることができました。これら病院自らの経営改善の取組と外部コンサルテーションを活用した施策を精査、実行した結果、純損失では前年度から約９億円の大幅な改善となり、財務状況は回復傾向を示しております。しかしながら、収支均衡には至っておらず、引き続き経営の効率化と収支改善に向けた取組を一層加速化させ、確かな結果につながるよう全力で推進してまいります。診療体制整備につきましては、前立腺肥大症治療用レーザーシステムの導入やマンモグラフィー画像診断ワークステーション等の更新を行い、医療の質向上と効率化を図り、中空知医療圏の

基幹病院としての役割を果たすよう努めてまいりました。
初めに、患者数でありますが、入院患者数は１０万６，２８７人で、前年に比べ３，８４７人の減となり、外来患者数につきましては２３万１，９６８人で、前年に比べ２，１９１人の増となりました。
次に、収益的収支でありますが、消費税抜きで申し上げますと収益的収入は１４９億２，３０５万１，８５２円で、前年より８億８，５０６万６１１円の増、資本的支出では１５６億７，６５８万６，４２０円で、前年より１，０１７万７，４８１円の減となり、収支差引き７億５，３５３万４，５６８円の純損失となりました。
次に、資本的収支でありますが、消費税抜きで申し上げますと資本的収入は７億８，２０６万９，０００円で、内訳は建設改良に充てる企業債２億４，０４０万円、投資償還金９５４万１，０００円、国庫補助金３，２６６万円、一般会計出資金４億２，７４５万４，０００円、寄附金７，２０１万４，０００円であります。資本的支出は１３億３，２９３万６，１５６円で、内訳は資産購入費３億３，５５１万３９７円、企業債償還金９億７，３８７万５，７５９円、投資２，３５５万円であります。なお、企業債未償還残高は１０４億３，７６５万６，３８６円となっております。
２８ページを御覧いただきたいと思います。経営の実態を端的に示す経営指標に関する報告としまして、経常収支比率、修正医業収支比率、病床利用率、機械備品減価償却比率の５年間の推移を表したものになります。記載のとおりとなっております。
２９ページから３９ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長　多比良和伸君　以上で各議案の提案説明を終わります。
続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。
監査委員。
○監査委員　中村一久君　（登壇）　それでは、私から地方自治法第２３３条第２項、同法第２４１条第５項及び地方公営企業法第３０条第２項の規定により審査に付された令和７年度一般会計、特別会計及び公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査概要についてご報告を申し上げます。
最初に、一般会計、特別会計の審査意見書の１ページをお開きいただきたいと存じます。決算審査は、砂川市監査基準に基づき、実施内容は提出された各会計の決算書及び決算附属書類並びに基金運用状況調書により、計数の正確性、適法性、予算執行の適否等を主眼として行った結果、決算書及び決算附属書類は関係法令に基づいて作成され、計数は正確で適切に処理されており、財産の管理状況も適正に行われていることを確認したところでございます。
続きまして、２ページの総括決算概要を申し上げますと、一般会計では歳入総額２６０億８，０１７万６，９６２円に対し、歳出総額２５１億９９６万３６２円で、歳入歳出差

引き９億７，０２１万６，６００円の剰余金を生じたところであります。

続きまして、特別会計では４１ページでございます。国民健康保険特別会計で１，７３３万４，６７１円、５２ページであります後期高齢者医療特別会計で３１万１，９００円の剰余金を生じたところであります。

次に、５０ページにお戻りいただきまして、介護保険特別会計では歳入歳出差引き５，７８６万２，３８３円のうち、国庫負担金等の過交付分５，０５５万７，１２６円、保険料の還付未済等分４万６，６００円を除いた７２５万８，６５７円を介護給付費準備基金に積み立てる決算となったところであります。

次に、公営企業会計の決算審査意見書をお開きいただきたいと存じます。砂川市公営企業会計につきましても同じく砂川市監査基準に基づき、決算審査を実施したところでございます。

初めに、下水道事業会計でありますが、４ページの３、経営状況についてであり、令和７年度の事業収益６億６，９７０万３，８６５円に対し、事業費用は５億２，４５８万６，８５９円であり、収支差引き１億４，５１１万７，００６円の純利益となったところであります。

次に、病院事業会計でありますが、１４ページの３、経営状況についてであり、令和７年度の事業収益１４９億２，３０５万１，８５２円に対し、事業費用は１５６億７，６５８万６，４２０円であり、収支差引き７億５，３５３万４，５６８円の純損失となったところであります。令和６年度と比較して純損失が減少した要因でありますが、医業費用の材料費、減価償却費及び特別損失の過年度損益修正損が増加したものの、医業収益の入院収益、外来収益及び医業外収益の補助金が増加したことに加え、医業費用の給与費及び経費が減少したことによるものであります。

一般会計及び特別会計には、住民目線に立ち、効率的な行政運営と適正かつ健全な財政運営がなされることを望むものであります。また、公営企業には、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するため、健全な経営に対する特段の努力を期待するものであり、特に病院事業会計では中空知圏域における中核的医療を担う役割がある中、資金期末残高の減少が続いていることから、より一層安定した病院経営に向けた努力を期待し、報告とするものであります。

○議長　多比良和伸君　これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第１４号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第１４号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第１５号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第１５号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第１６号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第１６号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第１７号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第１７号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第１８号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第１８号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第１９号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第１９号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております６議案は、１１名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中継続審査を行うことにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、砂川市議会委員会条例第８条の規定に基づき、議長が指名します。

決算審査特別委員会委員に石田健太議員、伊藤俊喜議員、小黒弘議員、是枝貴裕議員、沢田広志議員、鈴木伸之議員、高田浩子議員、武田真議員、辻勲議員、水島美喜子議員、山下克己議員、以上のとおり指名します。

◎日程第５　報告第１号　令和７年度砂川市健全化判断比率の報告について

○議長　多比良和伸君　日程第５、報告第１号　令和７年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　（登壇）　報告第１号　令和７年度砂川市健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、令和７年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

令和７年度の各健全化判断比率でありますが、①の実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありますが、黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。②の連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する比率でありますが、黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。③の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありますが、７．３％となっており、前年度より０．４ポイントの増となったところであります。④の将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありますが、５９．６％となっており、前年度より１８．１ポイントの増となったところであります。各健全化判断比率につきましては、いずれも表の右の欄に記載の早期健全化基準を下回っているものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長　多比良和伸君　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第１号を終わります。

◎日程第６　報告第２号　令和７年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

報告第３号　令和７年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

○議長　多比良和伸君　日程第６、報告第２号　令和７年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について、報告第３号　令和７年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についての２件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長　野田　勉君　（登壇）　それでは、報告第２号　令和７年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定に基づき、令和７年度

砂川市下水道事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

令和７年度砂川市下水道事業会計の決算では資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長　多比良和伸君　病院副事業管理者。

○病院副事業管理者兼事務局長　朝日紀博君　（登壇）　報告第３号　令和７年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定に基づき、令和７年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

令和７年度病院事業会計の決算では資金不足が生じないため、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長　多比良和伸君　これより報告第２号及び第３号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第２号及び第３号を終わります。

◎日程第７　報告第４号　監査報告
　　報告第５号　例月出納検査報告

○議長　多比良和伸君　日程第７、報告第４号　監査報告、報告第５号　例月出納検査報告の２件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第４号及び第５号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第４号及び第５号を終わります。

◎日程第８　意見案第１号　道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

意見案第２号　非核三原則の尊重と堅持を求める意見書について
意見案第３号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
意見案第４号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について

○議長　多比良和伸君　日程第８、意見案第１号　道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について、意見案第２号　非核三原則の尊重と堅持を求める意見書について、意見案第３号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、意見案第４号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書についての４件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことでありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第１号から第４号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより意見案第１号から第４号を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長　多比良和伸君　これで日程の全てを終了しました。

令和８年第３回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会　午前１１時４４分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和８年９月１０日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員